

長野県登山安全条例（仮称）の基本的な考え方

山岳高原観光課

◇条例化が求められる背景

○ 登山ブームを背景に登山者が急増

過去 5 年（H22～H25）で 40%増加

○ 山岳遭難件数がH22 から H25 まで 4 年連続過去最悪を更新

H26 は減少したが年間 272 件と過去 2 番目の多さ

「山岳遭難防止対策検討会」からの提言（H26. 3）

登山者の多様化、初心者の増加に対応し、県は
「登山者が遵守すべきルールを明示し普及すること」

○ H26. 9 御嶽山噴火災害の発生

戦後最悪の火山災害

火口周辺で多くの登山者が被災

火山防災の視点からの
安全対策が必要

- ◆ 登山は自己責任の原則を踏まえつつ、山を安全に楽しむために、登山者が守るべきルールや県の責務・施策等を明確にする必要がある。
- ◆ 火山については、突然の噴火により多くの登山者が被災する可能性があり、必要な施策を規定する。

◇長野県登山安全条例（仮称）の概要

1. 対象となる山岳の範囲 里山を除く山岳（ただし、山岳内の観光地における遊歩道を除く）
2. 対象となる行為 生業を除く山に登る全ての行為
3. 規定する項目
 - (1) 目的 登山計画書の届出義務にとどまらない総合的な施策で、山岳遭難防止を含む登山の安全を図る。
 - (2) 責務 県 山を安全に楽しむための施策を実施、安全登山教育、遭難者の捜索・救助 他
登山者 登山は、自己責任で実施するものであることを認識し、自らの登山力量に応じたルート選び、必要な装備品の携行等の安全のためのルールを守る。
 - (3) 役割 山岳遭難防止対策協会 県・市町村と連携した遭難防止対策、遭難者の捜索・救助
信州登山案内人 地域の山に親しむ機会の提供、登山者の安全確保
山岳関係者 県・山岳遭難防止対策協会への協力、安全登山情報の提供
 - (4) 市町村との連携協力 県は、山岳遭難防止施策や遭難者の捜索・救助施策の実施に当たり市町村と連携・協力する。
 - (5) 県の施策 ① 安全に関する意識啓発と情報提供 ② 安全登山のための環境整備
③ 山岳遭難者の捜索・救助 ④ 活火山における登山者の安全確保
 - (6) 登山計画書の届出
登山者は、次の①、②を登山しようとするときは、登山計画書を知事に届け出なければならない。ただし、隣接県の行政機関又は届出協力団体*に届け出たときは、知事に届け出たものとみなす。
(注) 届出協力団体：日本山岳ガイド協会が運営するオンライン登山計画書届出システム「コンパス」を想定
 - ① 指定山岳 近年の遭難事例や、「信州 山のグレーディング」（H26. 6 作成）の基準を用い、遭難の危険性が高い山岳を指定
 - ② 活火山 国が常時監視している浅間山、御嶽山、焼岳、新潟焼山（乗鞍岳は当面对象外）
 - (趣 旨) 登山計画書は、①作成を通じて山を知り周知な準備をすることで遭難の未然防止に繋がる、②遭難時の捜索救助活動の情報となることから、その提出を義務付ける。
 - (7) 山岳保険への加入、ヘルメットの着用・携行の推奨
 - ・登山者は、①指定山岳、②活火山を登山しようとするときは、山岳保険に加入するよう努めなければならない。
 - ・登山者は、滑落危険山域を登山しようとするときは、ヘルメットを着用するよう努めなければならない。
 - ・登山者は、活火山を登山しようとするときは、ヘルメットを携行するよう努めなければならない。